

岩国地域 8 市町村合併協議会

第 1 回 会 議 資 料

と き 平成 1 6 年 9 月 1 5 日 (水) 1 6 時 0 0 分 から

と ころ ホテルかんこう (岩国市)

会 議 次 第

1	開 会	
2	会長挨拶	
3	玖珂町長挨拶	
4	委員紹介	
5	岩国地域 8 市町村合併協議会会議の議題の提案等について	・・・ 1
6	議 事	
	(1)報告事項	
	報告第 1 号 岩国地域 8 市町村合併協議会設置に至る経緯について	・・・ 2
	報告第 2 号 岩国地域 8 市町村合併協議会規約について	・・・ 3
	報告第 3 号 岩国地域 8 市町村合併協議会幹事会規程について	・・・ 8
	報告第 4 号 岩国地域 8 市町村合併協議会専門部会規程について	・・・ 11
	報告第 5 号 岩国地域 8 市町村合併協議会事務局規程について	・・・ 15
	報告第 6 号 岩国地域 8 市町村合併協議会財務規程について	・・・ 19
	報告第 7 号 岩国地域 8 市町村合併協議会委員等の 報酬及び費用弁償に関する規程について	・・・ 22
	(2)協議事項（議案）	
	議案第 1 号 岩国地域 8 市町村合併協議会会議運営規程について	・・・ 24
	議案第 2 号 岩国地域 8 市町村合併協議会会議傍聴要綱について	・・・ 27
	議案第 3 号 岩国地域 8 市町村合併協議会小委員会規程について	・・・ 31
	議案第 4 号 平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会事業計画について	・・・ 34
	議案第 5 号 平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会予算について	・・・ 37
	(3)協議事項（協議）	
	協議第 1 号 合併協定書協定項目について	・・・ 39
	協議第 2 号 合併の方式について（協定項目 1）	・・・ 43
	協議第 3 号 合併の期日について（協定項目 2）	・・・ 44
	協議第 4 号 新市の名称について（協定項目 3）	・・・ 47
	協議第 5 号 新市の事務所の位置について（協定項目 4）	・・・ 48
	協議第 6 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）	・・・ 49
7	会議録署名委員の指名について	
8	第 2 回会議開催日時及び協議事項について	・・・ 52
9	その他	
10	閉 会	

岩国地域 8 市町村合併協議会会議の議題の提案等について

1 協議会へ提案する事項の分類

協議会に提案する事項の分類方法は、以下のとおりとします。

(1) 報告するもの（意思決定を要しないもの）

報告事項 報告を受け、共通認識をもつ

- ・既に決定している事項で、協議会で共通認識を要するもの（例：協議会規約）
- ・規約、規程等により会長が定めた事項（例：幹事会規程、事務局規程等）
- ・小委員会等で調査、研究の成果等を報告する事項
- ・協議会において、報告事項として取り扱うことと確認されたもの

[提案番号の表記：報告第〇〇号]

(2) 協議するもの（意思決定を要するもの）

議案 決定

- ・法令、規約、規程等の定めにより、協議会において決定すべき事項（例：協議会会議運営規程、小委員会規程等）
- ・協議会において決定する必要がある事項

[提案番号の表記：議案第〇〇号]

協議事項 確認

- ・協議会規約第 3 条の規定により、協議会で協議し確認する事項

[提案番号の表記：協議第〇〇号]

2 協議の方法と資料の事前配布について

(1) 協議の方法

協議事項については、原則として、7 市町村で確認した調整方針や調整の基本的な考え方と同様の場合は、提案した会議において確認するものとし、相違がある場合は、提案した会議において協議を行い、次回の会議で確認するものとします。

(2) 資料の事前配布

会議資料については、原則として、提案する会議の 10 日前までに委員に配布するものとします。

岩国地域 8 市町村合併協議会設置に至る経緯について

岩国地域 8 市町村合併協議会設置に至る経緯について、次のとおり報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会設置に至る経緯

月 日	内 容
平成 16 年 6/15	玖珂町長及び玖珂町議会議長が井原会長等に岩国地域合併協議会への参加を申入れ
8/25	7 市町村首長会議で岩国地域 8 市町村合併協議会の設置の方向性を確認
	井原会長及び槇本副会長が玖珂町に対し参加確認の回答
9/1	8 市町村首長会議で岩国地域 8 市町村合併協議会の設置の方向性を最終確認
9/9 ~ 9/13	8 市町村の 9 月定例会又は臨時議会で合併協議会設置議案を可決
9/13	8 市町村で岩国地域 8 市町村合併協議会の設置を告示
	岩国地域 8 市町村合併協議会規約に関する 8 市町村長の協議
9/15	岩国地域 8 市町村合併協議会第 1 回会議を開催

報告第 2 号

岩国地域 8 市町村合併協議会規約について

岩国地域 8 市町村合併協議会規約について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会規約

（協議会の設置）

第 1 条 岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町（以下「8 市町村」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号。以下「合併特例法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会は、岩国地域 8 市町村合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 8 市町村の合併に関する協議
- (2) 合併特例法第 5 条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、8 市町村の合併に関し必要な事項

（事務所の位置）

第 4 条 協議会の事務所は、8 市町村の長が協議して定めた場所に置く。

（組織）

第 5 条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

（会長）

第 6 条 会長は、8 市町村の長の中から、8 市町村の長が協議し、これを選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長は、非常勤とする。

（副会長）

第 7 条 副会長は、次条第 1 項第 1 号に掲げる委員の中から、8 市町村の長が協議し、これを選任する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長がその職務を代理する。

（委員）

第 8 条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 8 市町村の長のうち会長に選任された者以外の者
- (2) 8 市町村の議会の議長及び合併問題に関する特別委員会の長
- (3) 8 市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員の定数は、57 人以内とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第 9 条 協議会の会議 (以下「会議」という。) は、会長が招集する。

2 委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 10 条 会議は、在任委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(小委員会)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について調査及び審議をするため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会)

第 12 条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第 13 条 第 3 条各号に掲げる事項を専門的に協議又は調整をするため、幹事会に専門部会を置く。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 14 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の事務に従事する職員は、8 市町村の長が協議して定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 15 条 協議会に要する経費は、8 市町村の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、8 市町村の長が協議して定める。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(監査)

第 16 条 協議会の出納の監査は、8 市町村の監査委員の中から、8 市町村の長が協議して定めた者 2 名に会長が委嘱して行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第 17 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第 18 条 第 8 条第 1 項第 3 号に規定する委員及び第 16 条第 1 項により委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第 19 条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

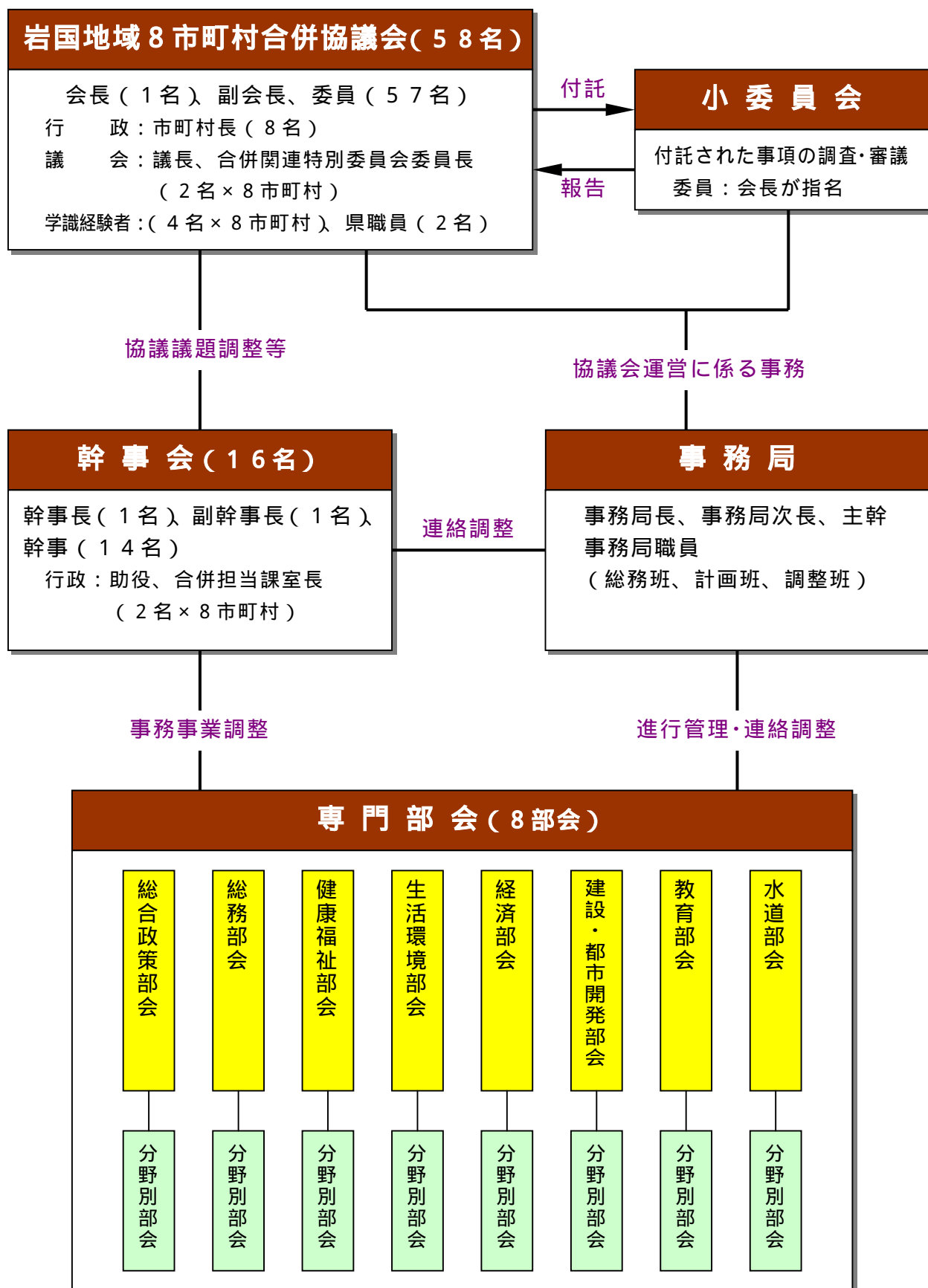
（補則）

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

岩国地域 8 市町村合併協議会組織体制図



報告第 3 号

岩国地域 8 市町村合併協議会幹事会規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会幹事会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する必要な事項について協議又は調整をするものとする。

2 幹事会は、前項に規定するもののほか、岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町における合併に必要な事項について協議又は調整をするものとする。

（組織）

第 3 条 幹事会は、別表に掲げる職にある者（以下「幹事」という。）をもって組織する。

（幹事長及び副幹事長）

第 4 条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事の互選によりこれを定める。

2 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

2 議長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

（報告）

第 6 条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第 7 条 幹事会の庶務は、規約第 1 4 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 9 月 1 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名
岩 国 市	助 役
	地域振興課長
由 宇 町	助 役
	政策推進室長
玖 珂 町	助 役
	政策調整室長
本 郷 村	助 役
	企画財政課長
周 東 町	助 役
	企 画 課 長
錦 町	助 役
	地域振興課長
美 川 町	助 役
	企画振興課長
美 和 町	助 役
	広域情報推進室長

報告第 4 号

岩国地域 8 市町村合併協議会専門部会規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会専門部会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 13 条第 2 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 専門部会は、協議会の幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第 3 条各号に掲げる事項について専門的に協議又は調整をするものとする。

（組織）

第 3 条 専門部会は、別表第 1 に掲げる岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町の課長又は課長補佐相当職（以下「部会員」という。）をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第 4 条 各専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 議長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求めることができる。

3 専門部会は、必要に応じて関係部会との合同会議を開催することができる。

4 専門部会は、別表第 2 に掲げる分野ごとに開催することができる。

（報告）

第 6 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について幹事長に報告するものとする。

（庶務）

第 7 条 専門部会の庶務は、規約第 14 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

（補則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 13 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

部会名	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町
総合政策 部会	情報統計課 政策調整・行革担当 地域振興課 財政課 出納室 コミュニティ課 基地対策課 交通局管理課	政策推進室 総務課 出納室	企画調整課 総務課 情報推進課 産業経済課 出納室	企画財政課 総務課 出納室	企画課 総務課 出納室	地域振興課 総務課 出納室	企画振興課 総務課 出納室	企画産業課 総務課
総務部会	総務課 職員課 人権課 市民課 課税課 収税課 監理課 用地管財課 議会事務局議事課 議会事務局庶務課 選管事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局	総務課 政策推進室 保健福祉課 住民課 住民課 税務課 議会事務局	総務課 企画調整課 住民課 健康福祉課 社会教育課 税務課 土木建築課 議会事務局	総務課 住民福祉課 産業建設課 議会事務局 教育委員会	総務課 企画課 生涯学習課 住民課 税務課 土木建築課 議会事務局	総務課 地域振興課 住民福祉課 税務課 建設課 議会事務局 教育委員会	総務課 町民福祉課 産業建設課 議会事務局	総務課 企画産業課 町民課 議会事務局
健康福祉 部会	社会課 高齢障害課 児童家庭課 健康管理課 保険年金課	保健福祉課 教育委員会 住民課 住民課 税務課	健康福祉課 住民課 住民課 税務課	住民福祉課 保健環境課 総務課	健康福祉課 住民課 住民課 税務課	住民福祉課 錦中央病院	町民福祉課 総務課	町民課 環境保健課 美和病院
生活環境 部会	環境保全課 環境事業課 環境施設建設課	保健福祉課 上下水道課 住民課	環境生活課	保健環境課	環境衛生課 水道課	環境整備課	生活環境課	環境保健課
経済部会	商工課 観光課 流通課 農林課 農業委員会事務局 水産港湾課	産業建設課	産業経済課 土木建築課	産業建設課 企画財政課	商工振興課 農林課 農業委員会事務局	地域振興課 農林課	企画振興課 産業建設課	企画産業課 建設課
建設・都市 開発部会	道路課 河川課 建築住宅課 都市計画課 開発指導課 下水道課	産業建設課 上下水道課	土木建築課 企画調整課 上下水道課	産業建設課	土木建築課 企画課 農林課 水道課	建設課 環境整備課	産業建設課 総務課	建設課
教育部会	教育委員会総務課 学校教育課 青少年課 教育センター 科学センター 生涯学習課 文化財保護課 スポーツ振興課 中央図書館	教育委員会	総務学校教育課 社会教育課 スポーツ振興課	教育委員会	生涯学習課 総務学校教育課	教育委員会	教育委員会	教育委員会
水道部会	水道局総務課 水道局業務課 水道局工務課 水道局浄水課	上下水道課	上下水道課	—	—	—	—	—

別表第 2（第 5 条関係）

部 会 名	分 野 名
総合政策部会	情報統計 政策調整・地域振興 財政 出納 コミュニティ 基地対策 交通
総 務 部 会	総務 職員 人権 市民 課税・収税 監理 用地管財 議会・選挙・監査・公平
健康福祉部会	社会 高齢障害 児童家庭 健康管理 保険年金 病院
生活環境部会	環境保全 環境事業
経 済 部 会	商工・観光・流通 農林 水産港湾
建設・都市開発部会	道路・河川 建築住宅 都市計画・開発指導 下水道
教 育 部 会	教育総務 学校教育・青少年 生涯学習・文化財 スポーツ 教育委員会諸施設
水 道 部 会	水道

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約第 14 条第 3 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

（組織及び分掌事務）

第 3 条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務班、計画班及び調整班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表第 1 のとおりとする。

（職員等）

第 4 条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第 5 条 事務局長は、協議会の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第 6 条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針に関すること。
- (2) 協議会に提案する事項に関すること。
- (3) 協議会の予算及び決算の調製に関すること。
- (4) 規程、要綱等の制定改廃に関すること。
- (5) その他事務局長が特に重要であると認める事項

（専決事項）

第 7 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。

(4) その他軽易な事項に関すること。

(公印の取扱い)

第 8 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の管守は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 9 条 事務局の職員の服務及び勤務時間その他勤務条件については、職員の属する市町村の例によるものとする。

(職員の給与等)

第 10 条 事務局の職員の給与等については、職員の属する市町村が支給するものとする。

2 事務局の職員の出張に係る旅費については、会長の属する市町村の例により、協議会が支給するものとする。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

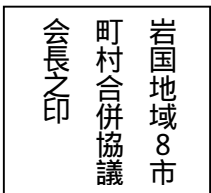
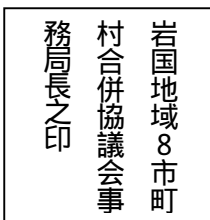
附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 13 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

区 分	分 掌 事 務
総 務 班	各種会議の開催に関すること。 ・ 協議会 ・ 小委員会 ・ 幹事会 合併協定項目に関すること。 庶務及び会計に関すること。 協議会の予算に関すること。 合併の諸手続に関すること。 合併に係る広報に関すること。 その他他の班に属さないこと。
計 画 班	新市建設計画に関すること。 財政計画に関すること。
調 整 班	合併協定項目に関すること。 専門部会に関すること。

別表第 2（第 8 条関係）

名 称	岩国地域 8 市町村合併協議 会長の印	岩国地域 8 市町村合併協議 会事務局長の印
ひな形		
寸 法 (ミリメートル)	2 4 × 2 4	1 8 × 1 8
書 体	てん書体	てん書体
用 途	合併協議会の文書 会長名をもって発する文書 用	合併協議会事務局の文書 事務局長名をもって発する 文書用

岩国地域 8 市町村合併協議会財務規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会財務規程について、別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会財務規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）第 17 条の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第 2 条 協議会の予算は、岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町（以下「8 市町村」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会に要する経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により、協議会において予算の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに 8 市町村の長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前項の規定により、協議会において補正予算の承認を得たときは、前条第 3 項の規定を準用する。

（歳入歳出予算の款、項及び目の区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由が生じたときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金）

第 5 条 協議会の出納は、会長が行う。ただし、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員を命じ、これに協議会の出納その他の会計事務を行わせることができる。

2 協議会に属する現金は、会長が指定する銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（決算等）

第 6 条 会長は、毎会計年度終了後 2 月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会において認定を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により、協議会において決算の認定を得たときは、当該決算書の写しを 8 市町村の長に送付しなければならない。

（収入及び支出の手續）

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年9月13日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 市町村負担金	1 市町村負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 推進事業費	1 広報啓発費	1 広報啓発費
	2 調査研究費	1 調査研究費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

岩国地域 8 市町村合併協議会委員等の
報酬及び費用弁償に関する規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、
別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

岩国地域 8 市町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第 18 条第 2 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 規約第 18 条第 1 項の報酬の額は、日額 6,400 円とする。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会委員等が、協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として別表に掲げる旅費を支給する。

2 山口県内及び広島県に旅行した場合の日当は、前項の規定にかかわらず同項の定額の 2 分の 1 の額とする。ただし、岩国市及び玖珂郡に旅行した場合は、支給しない。

(支給方法)

第 4 条 協議会委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法は、会長の属する市町村の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用する。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 13 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	日 当 (1 日につき)	宿泊料 (1 日につき)
旅客運賃 及び座席 指定料金	旅客運賃 による	現に支払 った旅客 運賃によ る	乗合旅客 運賃によ る	2,500 円	14,800 円

議案第 1 号

岩国地域 8 市町村合併協議会会議運営規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会会議運営規程について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日決定

岩国地域 8 市町村合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約第 10 条第 3 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第 2 条 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

（会長等の責務）

第 3 条 会長は、会議の議長として、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第 4 条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（議事の進行）

第 5 条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の大方の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第 6 条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録の調製）

第 7 条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び会場
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

（会議録署名委員）

第 8 条 会議録には、会議録署名委員 2 名が署名を行う。

2 前項の会議録署名委員は、会議ごとに議長が指名する。

（会議録等の公開）

第 9 条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。ただし、非公

開会議の議事にかかわる記録は公開せず、委員についても当該議事の内容について、守秘義務を負うものとする。

（規律）

第 10 条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

（補則）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 9 月 15 日から施行する。

議案第 2 号

岩国地域 8 市町村合併協議会会議傍聴要綱について

岩国地域 8 市町村合併協議会会議傍聴要綱について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日決定

岩国地域 8 市町村合併協議会会議傍聴要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国地域 8 市町村合併協議会会議運営規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者(報道関係者を除く。)は、傍聴人受付名簿(別記様式)に住所及び氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、撮影又は録音をすることにつき岩国地域 8 市町村合併協議会の会長（以下「会長」という。）の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められた者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他会議を妨害するおそれがあると認められた者

(傍聴人の守るべき事項)

第 4 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに席を離れないこと。
 - (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（係員の指示）

第6条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、会議を公開しない旨の決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

（違反に対する措置）

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときには、これを退場させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年9月15日から施行する。

別記様式（第2条関係）

第 回岩国地域 8 市町村合併協議会傍聴人受付名簿

日時：

場所：

[illegible]

議案第 3 号

岩国地域 8 市町村合併協議会小委員会規程について

岩国地域 8 市町村合併協議会小委員会規程について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日決定

岩国地域 8 市町村合併協議会小委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、岩国地域 8 市町村合併協議会規約（以下「規約」という。）

第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、岩国地域 8 市町村合併協議会（以下「協議会」という。）の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等をするものとする。

（組織）

第 3 条 小委員会は、必要に応じて協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員のうちから指名した委員で構成するものとする。

（役員）

第 4 条 小委員会には、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 役員は、小委員会の委員の互選による。

（役員の職務）

第 5 条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 小委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の半数以上の賛同があるときは、非公開とすることができる。

5 会議の傍聴については、岩国地域 8 市町村合併協議会会議傍聴要綱の規定を準用する。この場合において、「会長」は「委員長」と読み替えるものとする。

（報告）

第 7 条 委員長は、小委員会における審議の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

（庶務）

第 8 条 小委員会の庶務は、規約第 1 4 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(補則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 9 月 1 5 日から施行する。

議案第 4 号

平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会事業計画について

平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日決定

平成 16 年度岩国地域 8 市町村合併協議会事業計画

1 事業目標

新市建設計画の作成、行政サービスや住民負担に関する取扱い等、合併協定書協定項目に基づく協議調整を行い、合併に関し必要な協議を行う。

2 事業内容

(1)会議の開催

協議会の開催

小委員会の開催

幹事会、専門部会の開催

(2)合併協定書協定項目の協議

(3)新市建設計画の策定

(4)調査研究事業

先進事例の調査研究

電算統合に係る作業

例規統合に係る作業

(5)広報啓発事業

協議会だよりの発行

協議会ホームページによる情報提供

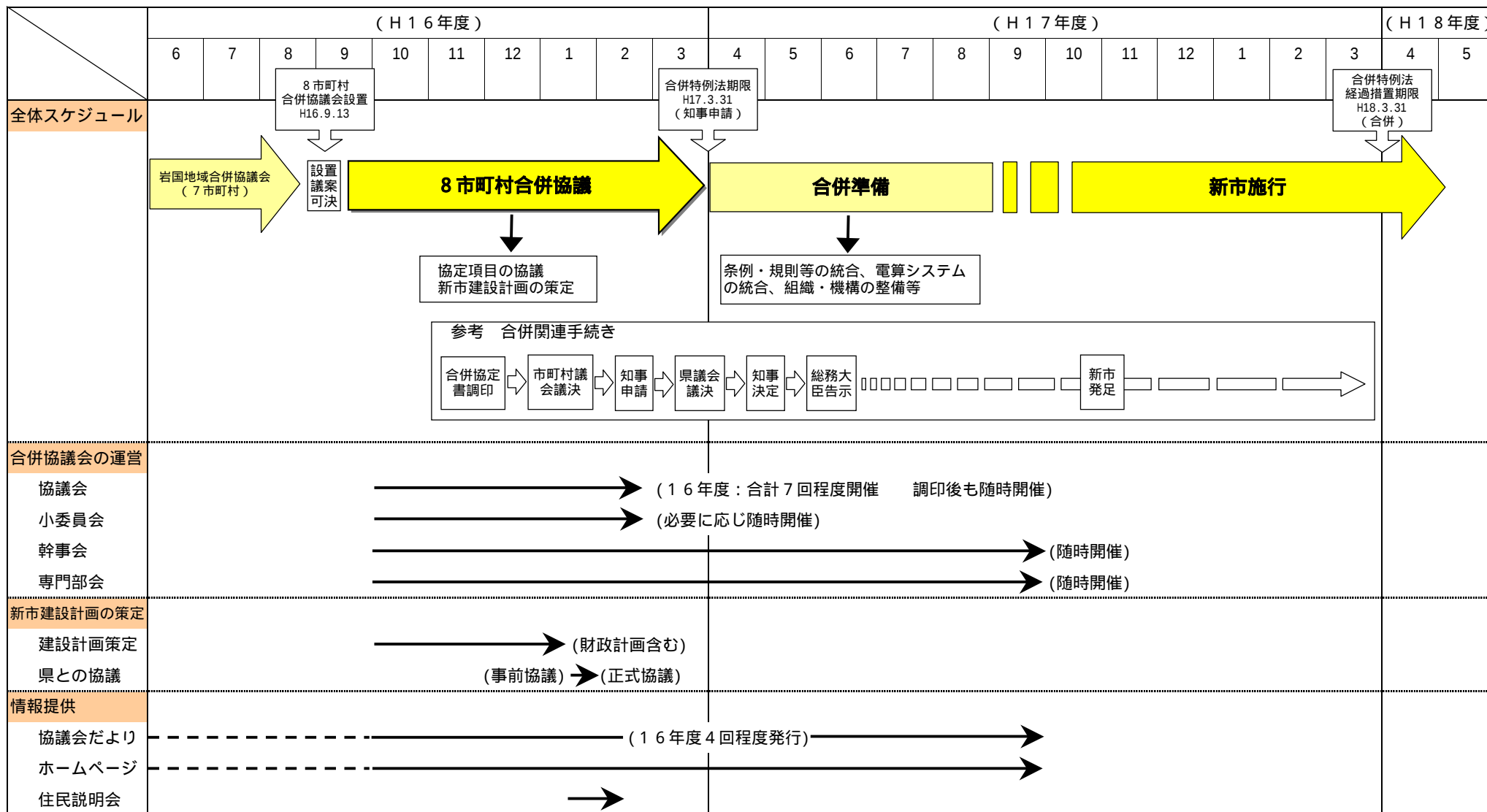
(6)住民説明会の開催（各市町村が主催）

(7)合併協定書の調印

(8)その他協議のために必要な事項

参考資料

合併協議スケジュール



議案第 5 号

平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会予算について

平成 1 6 年度岩国地域 8 市町村合併協議会予算について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日決定

平成 16 年度岩国地域 8 市町村合併協議会予算

【歳入】

(単位：千円)

款	項	目	予算額	節	金額	説 明
1 負担金	1 市町村負担金	1 市町村負担金	31,499	1 市町村負担金	31,499	岩国市 13,696,000円 由宇町 2,054,400円 玖珂町 7,483,600円 本郷村 1,106,000円 周東町 2,722,100円 錦町 1,590,700円 美川町 1,175,700円 美和町 1,670,500円
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金	2,500	1 合併協定項目調整案・新市町村	2,500	
3 諸収入	1 雑 入	1 雑 入	1	1 雑 入	1	預金利息等
歳入合計			34,000			

【歳出】

(単位：千円)

款	項	目	予算額	節	金額	説 明
1 運営費			14,108			
	1 会議費	1 会議費	3,621	1 報 酬 11需用費 12役務費 13委託料 14使用料及び賃借料	1,792 200 86 583 960	協議会委員報酬 小委員会委員報酬 食糧費 傷害保険料 協議会用横断幕等作成料 テークライト委託料 会場借上料
	2 事務局費	1 事務局費	10,487	3 職員手当 4 共消費 7 賃 金 9 旅 費 11需用費 12役務費 13委託料 14使用料及び賃借料 18備品購入費 19負担金、補助 及び交付金	88 200 1,654 150 1,960 890 1,256 3,739 500 50	臨時職員通勤手当 臨時職員社会保険料等 臨時職員賃金 普通旅費 消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費 修繕料 通信運搬費 手数料 事務局看板等製作 デジタル複合機保守委託料 電算室警備委託料 事務所借上料 事務用品借上料 自動車借上料 有料道路通行料 庁用器具費 諸会議出席負担金
2 推進事業費			19,225			
	1 広報啓発費	1 広報啓発費	4,154	8 報償費 11需用費 12役務費 13委託料	202 3,000 452 500	新市の名称公募懸賞代 協議会だより印刷製本費 その他印刷物印刷製本費 協議会だより配送手数料 その他広告物配送手数料 ホームページ管理運用委託料
	2 調査研究費	1 調査研究費	15,071	1 報 酬 9 旅 費 11需用費 12役務費 13委託料 14使用料及び賃借料	205 110 3,000 1,800 9,756 200	委員視察報酬 委員視察日当 職員先進地調査等旅費 新市建設計画印刷製本費 基幹業務電算システムネットワーク-ク業務 例規統合調査委託料 電算統合調査業務委託料 基幹業務電算システム ネットワーク構築業務委託料 視察バス借上料 有料道路通行料(視察)
3 予備費			667			
	1 予備費	1 予備費	667	予備費	667	
歳出合計			34,000			

協議第 1 号

合併協定書協定項目について

合併協定書協定項目について、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日確認

合併協定書協定項目

No	項 目	No	23.各種事務事業の細目
1	合併の方式	23-1	電算システム関係事業
2	合併の期日	-2	地域振興関係事業
3	新市の名称	-3	広報広聴・コミュニティ関係事業
4	新市の事務所の位置	-4	消防防災関係事業
5	財産及び公の施設の取扱い	-5	高齢・障害者福祉関係事業
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	-6	児童福祉関係事業
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	-7	保育関係事業
8	地方税の取扱い	-8	健康管理関係事業
9	一般職の職員の身分の取扱い	-9	生活環境関係事業
10	地域審議会の取扱い	-10	水道関係事業
11	特別職の身分の取扱い	-11	下水道関係事業
12	組織及び機構の取扱い	-12	農林水産関係事業
13	条例、規則等の取扱い	-13	商工観光関係事業
14	町名・字名の取扱い	-14	建設・都市開発関係事業
15	慣行の取扱い	-15	公営住宅関係事業
16	一部事務組合等の取扱い	-16	教育関係事業
17	公共的団体等の取扱い	-17	病院関係事業
18	国民健康保険事業の取扱い	-18	交通関係事業
19	介護保険事業の取扱い		
20	消防団の取扱い		
21	使用料、手数料等の取扱い		
22	補助金、交付金等の取扱い		
23	各種事務事業の取扱い		
24	新市建設計画		

参考資料

合併協定書協定項目の協議の方向等について

以下の内容は、玖珂町と事務レベルでの協議において把握している内容であり、確定したものではありません。

【協議の方向等】

○	： 7 市町村で確認した調整方針や調整の基本的な考え方と同様と思われる項目
：	〃 相違があると思われる項目

No	項 目	協議の方向等	
1	合併の方式	○	——
2	合併の期日		合併特例法の経過措置を踏まえて、協議の進捗状況や首長・議会議員の任期、合併準備期間等を考慮し改めて協議
3	新市の名称	○	——
4	新市の事務所の位置	○	——
5	財産及び公の施設	○	——
6	議会議員の定数及び任期		(7 市町村での最終確認がなされていない項目)
7	農業委員会委員の定数及び任期	○	——
8	地方税		(7 市町村での最終確認がなされていない項目)
9	一般職の職員の身分	○	——
10	地域審議会	○	——
11	特別職の身分	○	——
12	組織及び機構	○	——
13	条例、規則等	○	——
14	町名・字名	○	——
15	慣行	○	——
16	一部事務組合等	○	——
17	公共的団体等	○	——
18	国民健康保険事業		平成 16 年度当初賦課をもとにしたシュミレーションにより、賦課方式、不均一賦課対象期間等について改めて協議
19	介護保険事業	○	——
20	消防団	○	——

No	項 目	協議の方向等	
21	使用料、手数料等	○	——
22	補助金、交付金等		玖珂町の独自事業や事業内容が著しく異なる事業について改めて協議
23-1	電算システム関係事業	○	——
-2	地域振興関係事業	○	——
-3	広報広聴・コミュニティ関係事業	○	——
-4	消防防災関係事業	○	——
-5	高齢・障害者福祉関係事業	○	——
-6	児童福祉関係事業	○	——
-7	保育関係事業	○	——
-8	健康管理関係事業	○	——
-9	生活環境関係事業	○	——
-10	水道関係事業		料金体系について改めて協議
-11	下水道関係事業	○	——
-12	農林水産関係事業	○	——
-13	商工観光関係事業	○	——
-14	建設・都市開発関係事業	○	——
-15	公営住宅関係事業		施行令改正（利便係数）に伴い改めて協議
-16	教育関係事業		玖珂町の事業内容が著しく異なる事業について改めて協議
-17	病院関係事業	○	——
-18	交通関係事業	○	——
24	新市建設計画		玖珂町を含めた建設計画について改めて協議

協議第 2 号

合併の方式について（協定項目 1）

合併の方式について、次のとおり提案する。

岩国市、由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 16 年 9 月 15 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 9 月 15 日確認

合併の期日について（協定項目 2）

合併の期日について、次のとおり提案する。

- 1 合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律の経過措置を踏まえた期日とする。
- 2 具体的な期日については、協議の進捗状況、市町村長や議会議員の任期、合併準備期間等を考慮して、あらためて協議する。

平成 16 年 9 月 15 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 9 月 15 日確認

参考資料

市町村の合併の特例に関する法律の経過措置について

平成１６年５月２６日付けで市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第５８号）が公布され、次のとおり法律の経過措置が定められました。

【経過措置の概要】

平成１７年３月３１日までに市町村の合併が行われることを要件としていた合併特例法附則を改め、平成１７年３月３１日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成１８年３月３１日までに合併を行ったものについては、現行合併特例法の規定を適用する。

参考：上記経過措置については、公布の日から施行。

市町村長及び議会議員の任期

[illegible]

協議第 4 号

新市の名称について（協定項目 3）

新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称は、岩国市（いわくにし）とする。

平成 16 年 9 月 15 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 16 年 9 月 15 日確認

協議第 5 号

新市の事務所の位置について（協定項目 4）

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置は、岩国市今津町一丁目 1 4 番 5 1 号（現岩国市役所）とする。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

平成 1 6 年 9 月 1 5 日確認

協議第 6 号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 8 市町村の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、引き続き新市の議会議員として在任する。
なお、在任期間及び在任期間中の報酬の額については、7 市町村の協議の経過等を踏まえて協議する。
- 2 地方自治法第 9 1 条の規定による新市の議会議員の定数については、3 4 人とする。

平成 1 6 年 9 月 1 5 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会
会 長 井 原 勝 介

參考資料

岩国地域合併協議会第４小委員会（議会議員の定数及び任期の取扱い）
の在任特例に係る答申内容について

- 在任期間 1 年 1 1 ヶ月
- 報 酬 在任期間中の報酬は、合併前の市町村の報酬額とする。
(議長、副議長の報酬額についても出身議会の報酬額とする。)
- 特例後定数 地方自治法上の上限である 3 4 人とする。

事務事業等比較検討票

事務事業名	現行の議会議員の定数、任期、報酬額等	部会名	-
-------	--------------------	-----	---

各自治体の現況

●現行の議会議員の定数、任期、報酬額等

区 分		岩国市	由宇町	本郷村	周東町	錦 町	美川町	美和町	玖珂町	計
国勢調査人口(H12:人)		105,762	9,669	1,375	14,616	4,219	1,828	5,271	11,245	153,985
定 数 (人)	法定定数	34	18	12	22	14	12	18	22	152
	条例定数	28	16	10	16	12	10	12	16	120
	現 員 数	28	16	10	16	12	10	12	15	119
任 期		H19.4.30	H17.9.8	H19.4.30	H19.9.30	H19.4.30	H19.12.10	H17.9.29	H19.4.29	
報 酬 (月額:円)	議 長	540,000	274,000	257,000	272,000	276,000	264,000	287,000	275,000	
	副 議 長	470,000	221,000	203,000	214,000	227,000	212,000	234,000	225,000	
	常任委員長 1	-	211,000	194,000	204,000	211,000	197,000	220,000	215,000	
	議 員	440,000	203,000	187,000	201,000	205,000	193,000	215,000	206,000	
期末手当 (率)	6月	160/100	160/100	160/100	160/100	160/100	160/100	160/100	160/100	
	12月	170/100	170/100	170/100	170/100	170/100	170/100	170/100	170/100	

1:由宇町、周東町、錦町、美和町は、議会運営委員会委員長含む。玖珂町は、委員長すべてを含む。
人数、金額等は、平成16年6月1日現在

第 2 回会議開催日時及び協議事項について

1 第 2 回会議

日 時：平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日（金）1 3：3 0～

場 所：玖珂町体育センター（玖珂町 6316 番地 1： 82-4920）

協議事項（予定）

協議第 3 号の 1 合併の期日について（協定項目 2）

協議第 6 号の 1 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

協議第 7 号 財産及び公の施設の取扱いについて（協定項目 5）

協議第 8 号 地方税の取扱いについて（協定項目 8）

協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 9）

協議第 10 号 地域審議会の取扱いについて（協定項目 10）

協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 11）

協議第 12 号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目 12）

協議第 13 号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目 13）

協議第 14 号 町名・字名の取扱いについて（協定項目 14）

協議第 15 号 慣行の取扱いについて（協定項目 15）

協議第 16 号 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 16）

協議第 17 号 公共的団体等の取扱いについて（協定項目 17）

協議第 18 号 消防団の取扱いについて（協定項目 20）

2 協議会会議開催日程（予定）

開催回	開催年月日	開始時間	場 所
第 2 回	平成 1 6 年 1 0 月 1 5 日(金)	13:30～	玖珂町体育センター
第 3 回	1 0 月 2 9 日(金)	13:30～	シンフォニア岩国
第 4 回	1 1 月 1 5 日(月)	13:30～	ハーモニーみわ
第 5 回	1 2 月 6 日(月)	13:30～	玖珂町体育センター
第 6 回	1 2 月 2 7 日(月)	13:30～	ホテルかんこう
第 7 回	平成 1 7 年 1 月 2 8 日(金)	13:30～	シンフォニア岩国
調印式	2 月上旬	未定	未定